

上関町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 2,190	千円 3,557,054	千円 176,470	千円 627,844	% 17.65	% 16.99

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

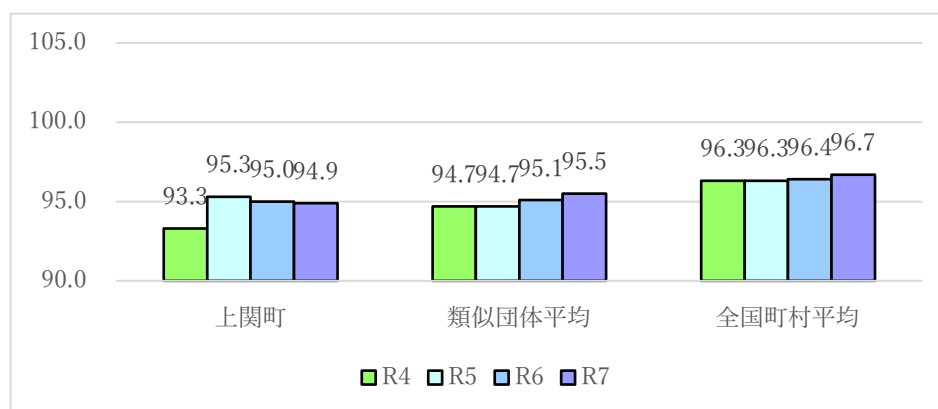
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 59	千円 232,715	千円 24,242	千円 91,695	千円 348,652	千円 5,909	千円 5,693

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給 該当なし

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当) 該当なし

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容

令和7年4月 一般行政の給料表について、県の見直し後の給料表に沿って改定しました。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上関町	39.8歳	301,800円	335,500円	円
山口県	42.9歳	333,873円	405,293円	359,414円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3歳	309,914円	360,723円	341,455円

② 技能労務職

該当なし

③ 教育職

該当なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		上 関 町	山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	227,500円	227,500円	220,000円
	高 校 卒	196,200円	196,200円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

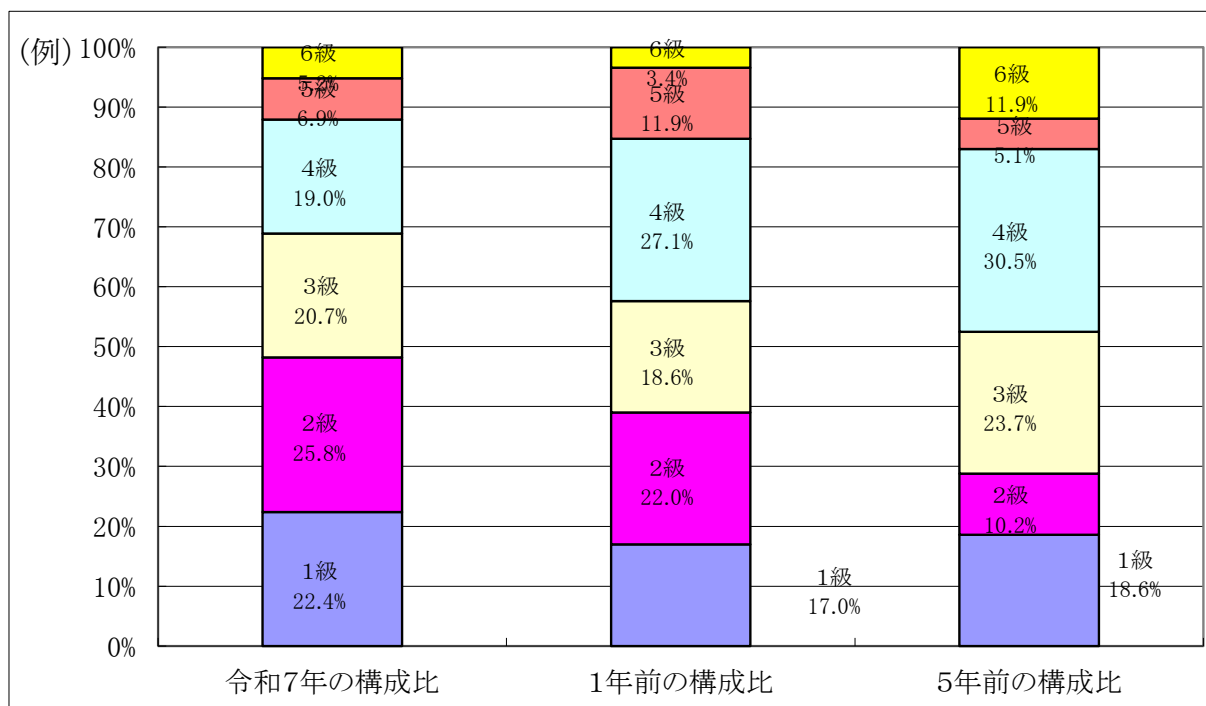
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	268,175円	322,900円	333,200円	381,325円
	高 校 卒	円	円	円	円
技能労務職	高 校 卒	円	円	円	円
	中 学 卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

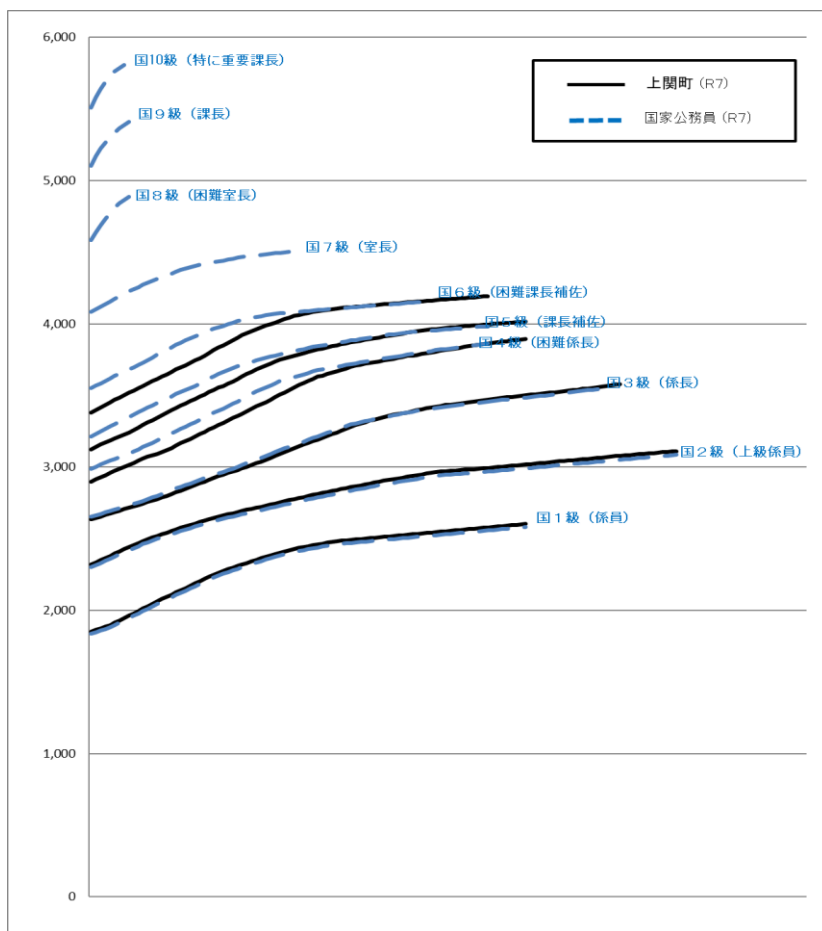
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	総括的な困難な業務を所掌する課長	3人	5.2%	358,200円	419,200円
5級	課長・主幹・困難な業務を行う課長補佐	4人	6.9%	324,000円	401,500円
4級	課長補佐・困難業務を行う係長	11人	19.0%	301,400円	389,400円
3級	係長・困難な業務を行う主任主事	12人	20.7%	267,600円	357,700円
2級	主任主事	15人	25.8%	232,000円	311,100円
1級	主事及び主事	13人	22.4%	185,100円	260,300円

- (注) 1 上関町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（上関町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上 関 町	山 口 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1, 4 1 0 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1, 8 1 5 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上関町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

○ ○ 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分24.586875月分 勤続25年 28.0395月分33.27075月分 勤続35年 39.7575月分47.709月分 最高限度 47.709月分47.709月分 その他加算措置 定年前早期退職特別措置 (割増率2～20%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分24.586875月分 勤続25年 28.0395月分33.27075月分 勤続35年 39.7575月分47.709月分 最高限度 47.709月分47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (割増率2～45%)

1人当たり平均支給率	18,811千円
------------	----------

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	4,679千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	80千円
支給実績（5年度決算）	3,876千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	75千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(7) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	◎配偶者 3,000円 ◎子 11,500円 ◎その他 6,500円 ◎満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同		5,090千円	195,769円
住居手当	◎借家 ◇家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ◇家賃23,000円を超える (家賃-23,000円) ÷(2+11,000円) (最高27,000円)	異	月額12,000円を超える家賃	4,622千円	165,071円
通勤手当	◎交通機関 運賃相当額 (最高: 月額55,000円) ◎交通用具 (距離により) 2,000円~10,800円	交通機関同 交通用具異		2,541千円	47,055円

管理職手当	支給額 課長 6級 40,900円 5級 35,500円 主幹 5級 30,800円 課長補佐 5級 27,000円 4級 26,100円	異	棒級表別職務の級別により定額	6,412千円	427,466円
休日勤務手当	給料に135/100乗じて得た額	同		0千円	円
産業教育手当	該当なし			千円	円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	710,000円 ()円	(参考) 類似団体における最高/最低額 814,000円/457,500円	
	副市区町村長	582,000円 ()円	651,000円/440,000円	
報 酬	議 長	254,000円 ()円	360,000円/171,000円	
	副 議 長	204,000円 ()円	320,000円/142,000円	
	議 員	185,000円 ()円	300,000円/121,000円	
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(6年度支給割合) 3.45月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 710千円×在職月数×5/12	(1期の手当額) 14,200千円	(支給時期) 任期毎
	副市区町村長	582千円×在職月数×3/12	6,984千円	任期毎
	備 考			

6 職員数の状況

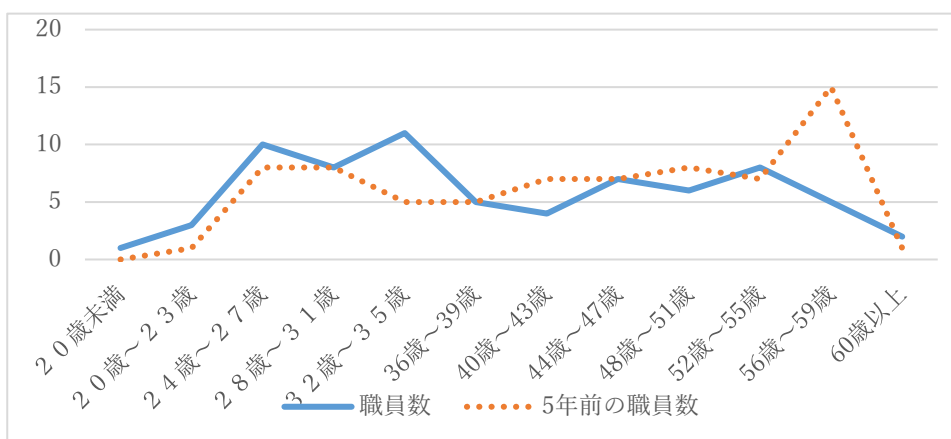
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分			職員数		対前年数	主な増減理由
				令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議総 税務 民生 衛生 農林水産 商工 土木	会務	2	2		業務増 不補充 業務増
			事務	21	22	+1	
			生	3	2	△1	
			生	4	5	+1	
			産	8	8		
水			5	5			
農			3	3			
林			6	6			
計	52	53	+1				
教育部門	6	6					
消防部門	—	—					
小計	58	59	+1				
公営企業等部門	水道 交通 下水 国保等		2	3	+1	業務増	
			2	2			
			6	6			
小計	10	11	+1				
合計	68	70	+2				
	[112]	[112]	[]				

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	10人	8人	11人	5人	4人	7人	6人	8人	5人	2人	70人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	54	55	53	50	52	53	△1(1.9%)
教育	7	7	7	7	6	6	△1(14.3%)
普通会計計	61	62	60	57	58	59	△2(3.3%)
公営企業等会計計	11	10	10	11	10	11	0(0%)
総合計	72	72	70	68	68	70	(2.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

該当なし